

「防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託」質問受付及び回答

「防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル」に係る質問事項について、次のとおり回答します。

No.	対象 例)・募集要領 ・様式7	ページ 例) 1ページ	項目 例) 4(1)	質問事項	回答
1	様式3		「業務概要」欄	文言の他に小さな写真等を加えてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	文言のみでの業務概要説明としてください。
2	様式4			統括責任者が管理技術者を兼務する場合、別々の書類で提出した方がよろしいでしょうか。実績・手持ち業務等の内容が同じになります。また、「本業務での担当」の欄に「兼務管理技術者」と記入しても差し支えないでしょうか。ご教示ください。	統括責任者が管理技術者を兼任する場合、両者で1枚の書類提出で支障ありません。その場合、「本業務での担当」欄には、「総括責任者兼管理技術者」と記入をお願いします。
3	青果市場の移転に向けた基本構想			店舗棟の指定管理者は決定しておりますでしょうか。差し支えなければ、ご教示ください。	現時点では、指定管理者制度(*)の導入も含め、検討中となります。 *地方自治法第244条の2第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
4	公募型プロポーザル審査要領	3ページ	一次審査の「地元業者への還元」欄	項目に、地元業者への還元・地元(市内)の予定協力者数とあります。依頼する業務は、特記仕様書記載(追加業務含む)の全ての業務(アスベスト調査、積算業務等)が対象と解してよろしいでしょうか。また、予定業者は防府市内に主たる営業所又は実体のある営業所を構え、それなりの実績がある会社と解していますが、いかがでしょうか。ご教示ください。	様式5「予定協力者調書」に記載する事業所は、公募型プロポーザル実施要領【4ページ】6(4)(5)(6)の主任技術者、特記仕様書【4ページ】3(1)の①一般業務及び②追加業務を再委託する事業所とし、参加表明時点で事業協力について内諾が得られているものとします。 なお、地元(市内)の事業所とは、本社(本店・主たる事務所)の所在地が防府市内となっているものを指します。
5	公募型プロポーザル審査要領	3ページ	一次審査の「地元業者への還元」欄	上記質問の予定協力者数は、どこに記載すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	様式5「予定協力者調書」に記載のある事業所数で判断しますので、「予定協力者数」の記載は必要ありません。当該調書欄に記載できない場合は、コピーして提出をお願いします。
6	公募型プロポーザル審査要領	3ページ	一次審査の「予定技術者の技術力」欄	管理技術者、主任担当技術者の同種または類似施設での実績とありますが、どういったものが同種、類似となるかをご提示ください。	「H28.4.1以降に契約履行が完了した同種又は類似施設での実績」について、「同種」とは、公募型プロポーザル実施要領【3ページ】4(2)でいう市場と道の駅を示し、「類似施設」とは、令和7年国土交通省告示第8号における別添二、建築物の類型第5号に記載のある用途の建築物又は官公庁施設(住宅を除く。)で、延床面積1,000㎡以上のものを示します。なお、官公庁施設には、独立行政法人や国立大学法人等の施設も含まれます。
7	公募型プロポーザル審査要領	3ページ	一次審査の「予定技術者の技術力」欄	主任担当技術者の専門分野の技術者資格は、どういった資格が必要となるかもしくは配点となりますでしょうか。	「建築構造」では、構造設計一級建築士、一級建築士、二級建築士等の順に、「電気設備」「機械設備」では、設備設計一級建築士、【建築設備士/技術士/一級建築士】、一級電気工事施工管理技士(機械では、一級管工事施工管理技士)等の順に望ましい資格として配点しています。
8	公募型プロポーザル審査要領	3ページ	一次審査の「予定技術者の技術力」欄	CPDの取得単位について、単位数と配点の関係の公表はないのでしょうか。	40単位以上は3点、20単位以上40単位未満は2点、10単位以上20単位未満は1点、10単位未満は0点で配点しています。
9	公募型プロポーザル実施要領	7ページ	9(3)イの添付書類	担当業務を確認できる書類について、「技術者届」「業務実施体制表」等がない場合、自社の履行証明書等でもよろしいでしょうか。	「業務実績の内容を確認できる書類」としては、第3者に届け出た書類や公表された書類を想定しています。これらが無い場合は、提出書類を個別に判断します。
10	公募型プロポーザル実施要領	7ページ	9(3)イ	「業務実績として記載できる(中略)完了した建築物の設計に関する業務」とは、設計の完了と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	公募型プロポーザル実施要領	7ページ	9(3)イ	「業務実績として記載できる(中略)完了した建築物の設計に関する業務」について、市場を優先はするが、用途・規模・構造、及び、新築・増築・改築を問わない(点数の差はない)と考えてよろしいでしょうか。	業務実績としての配点は、対象延床面積1,000㎡以上のものとなります。市場とは、公募型プロポーザル実施要領【3ページ】4(2)でいう市場を示し、構造及び整備内容(新築・増築・改築)は、配点に影響ありません。Na6の回答もご参照ください。
12	公募型プロポーザル実施要領	4ページ	6(1)イ 6(2)ウ	「統括責任者は、建築の管理技術者を兼任することができる」とあり、また、管理技術者は、「建築(意匠)主任技術者のみを兼務することができる」とありますが、管理技術者が統括責任者を兼任した場合に、建築(意匠)主任技術者を兼務することは、可能でしょうか。	統括責任者は管理技術者のみを兼任可能で、この場合、建築(意匠)主任技術者は異なる技術者を選任していただきます。なお、統括責任者を単独で選任した場合、管理技術者と建築(意匠)主任技術者の兼務は可能です。